

明石市工事請負契約に係る代理受領に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する工事の請負契約において、明石市工事請負契約約款（以下「約款」という。）に規定する第三者による代理受領の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 前条の代理受領とは、受注者（以下「委任者」という。）が、請負代金の全部又は一部の受領に係る権限を第三者（以下「受任者」という。）に委任することをいう。

2 代理受領の対象は、竣工払（部分引渡しに係る請負代金の支払を含む。）又は部分払についてのみ行うものであり、前払金及び中間前払金については適用しない。

(代理受領の承諾申請)

第3条 委任者は、市長の代理受領の承諾を得ようとするときは、請負代金代理受領承諾申請書（様式第1号）2通に記名押印し、受任者に請負代金の受領権限を委任することを証する書面（様式第1号別紙）（以下「委任状」という。）の原本1通及び委任者と受任者の債権債務関係が確認できる書類その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 受任者は、前項の規定により委任者が市長の代理受領の承諾を得ようとしたときは、債権者登録申請書を市長に提出しなければならない。

(代理受領を承諾する場合)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、代理受領を承諾するものとする。

(1) 貸付債権の保全、回収を容易に行うために、金融機関等が受任者となる場合。この場合において、金融機関等とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合）及び事業協同組合等（事業協同組合又は民法上の公益法人である建設業者団体という。）に限る。

(2) 破産手続開始前に、破産手続開始を準備するために、弁護士が受任者となる場合。

2 市長は、提出書類を確認の上、次条に該当する場合を除き、代理受領を承諾するものとし、記名押印した請負代金代理受領承諾申請書1通を委任者に交付するものとする。

3 市長は、請負代金代理受領承諾申請書1通、委任状の原本及び債権者登録申請書を保管するものとする。

(代理受領を承諾しない場合)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領を承諾しないものとする。

(1) 請負代金の受領権限の委任において、市長の相殺権を放棄させる等その他市長の請求権を放棄させるものである場合。

(2) 請負代金の請求権の全部又は一部について、既に市長が代理受領又は債権譲渡を承諾している場合。

(3) 請負代金の請求権の全部又は一部について、仮差押、差押又は滞納処分がなされている場合。

(4) 破産手続開始申立等その他代理受領の承諾に不適當な事由がある場合。

2 市長は、前項の規定により、代理受領を承諾しない場合は、請負代金代理受領不承諾通知書(様式第2号)により通知し、第3条第1項の規定により提出された書類を全て委任者に返却するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、代理受領を承諾しない場合は、債権者登録申請書を受任者に返却するものとする。

(代理受領の承諾申請の取消し)

第6条 委任者は、代理受領の承諾申請を取消すときは、請負代金代理受領承諾取消申出書(様式第3号)に、市長が交付した請負代金代理受領承諾申請書の原本及び受任者の委任を解除する書面(任意様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、第3条第1項の規定により提出された書類を全て委任者に返却するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出を受けたときは、債権者登録申請書を受任者に返却するものとする。

(代理受領の承諾の取消し)

第7条 市長は、第4条の規定により代理受領を承諾した後に、第5条第1項各号に該当する事実が明らかになったときは、代理受領の承諾を取消すこととし、第5条第2項の規定を適用する。

(代理受領額の変更)

第8条 委任者は、代理受領額を変更しようとするときは、第6条の規

定により承諾申請を取消し、第3条の規定により代理受領を再度申請しなければならない。この場合において、第6条第1項の受任者の委任を解除する書面及び第3条第1項の規定による委任状は、受任者の代理受領額の変更を同意する書面（任意様式）をもって代えることができる。

（工事請負契約の変更）

第9条 工事請負契約が変更され、請負代金の額に減額が生じた場合で、代理受領額が委任者の請求権を有する請負代金の額を超えるときは、前条の規定を適用する。

（請負代金の請求）

第10条 委任者は、請負代金の請求にあたっては、約款の規定により、請求書に受任者が委任者の代理人である旨並びに委任者の受領額及び受任者の代理受領額を明記しなければならない。

2 前条の規定による代理受領額の変更がなされていない場合の受任者の代理受領額は、委任者が請求権を有する請負代金の額とする。

（その他）

第11条 工事の請負契約に係る代理受領の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

請負代金代理受領承諾申請書

年 月 日

明石市長 様

(受注者) 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

明石市発注に係る下記債権の受領に関する権限を、別添委任状により下記受任者に委任したいので、ご承諾いただきたく明石市工事請負契約約款の規定に基づき申請します。

なお、ご承諾のうえは、下記債権の請負代金は、下記口座にご送金ください。

債権の表示

- (1) 工 事 名
- (2) 契 約 年 月 日 年 月 日
- (3) 工 事 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 請 負 代 金 額 ￥
- (5) 支 払 済 額 ￥
- (6) 代 理 受 領 額 ￥

代理受領の受任者

- (1) 住 所
- (2) 商号又は名称
- (3) 職 ・ 氏 名

送金先

- (1) 金 融 機 関 名
- (2) 支 店 名
- (3) 預 金 種 別
- (4) 口 座 番 号
- (5) 口 座 名 義 人

上記申請のとおり承諾します。

年 月 日

(発注者) 明石市中崎1丁目5番1号

明石市長

印

- (注) 1 代理受領を行いうるのは、竣工払又は部分払に限ります。
2 契約書等、委任者と受任者の債権債務関係が確認できる書類その他必要な書類を添付してください。
3 工事請負契約が変更され、請負代金の額に減額が生じた場合で、代理受領額が請負代金の額を超えるときは、変更前の工事請負契約に係る代理受領を取消し、代理受領を再度申請してください。

委任状

年 月 日

明石市長 様

(委任者) 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名 印

(受任者) 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名 印

上記委任者である私は、上記受任者を代理人と定め、委任者が有する下記債権の受領に関する権限について、次の事項を特約のうえ委任します。

- 1 委任者は、受任者の同意なしに委任の解除又は変更をしないこと
- 2 委任者は、受任者以外の者に重ねて委任しないこと
- 3 委任者は、直接に下記債権の受領を行わないこと
- 4 この委任は、委任者が受任者に対し負担する債務の担保として行うものであり、受任者がこの契約に基づき受領した請負代金は、委任者が受任者に対して負担している債務の弁済期限にかかわらず、その債務の弁済に充当することができること

債権の表示

- (1) 工 事 名
- (2) 契 約 年 月 日 年 月 日
- (3) 工 事 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 請 負 代 金 額 ￥
- (5) 支 払 済 額 ￥
- (6) 代 理 受 領 額 ￥

様式第2号(第5条関係)

請負代金代理受領不承諾通知書

年 月 日

(受注者)

様

明石市長

印

年 月 日付けで申請のあった下記代理受領債権については、下記の理由により承諾しませんので、通知します。

債権の表示

- (1) 工 事 名
- (2) 契 約 年 月 日 年 月 日
- (3) 工 事 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 請 負 代 金 額 ¥
- (5) 支 払 済 額 ¥
- (6) 代 理 受 領 額 ¥

代理受領の受任者

- (1) 住 所
- (2) 商号又は名称
- (3) 職 ・ 氏 名

(承諾しない理由)

様式第3号(第6条関係)

請負代金代理受領取消申出書

年 月 日

明石市長 様

(受注者) 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

明石市発注に係る下記債権の受領に関する権限を下記受任者に委任することについて、

年 月 日付けで承諾を受けましたが、代理受領承諾の取消しを申し出ます。

債権の表示

- (1) 工 事 名
- (2) 契 約 年 月 日 年 月 日
- (3) 工 事 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 請 負 代 金 額 ¥
- (5) 支 払 済 額 ¥
- (6) 代 理 受 領 額 ¥

代理受領の受任者

- (1) 住 所
- (2) 商号又は名称
- (3) 職 ・ 氏 名

(注) 交付した請負代金代理受領承諾申請書原本及び受任者の委任を解除する書面(任意様式)を添付してください。